

一般社団法人日本脳神経外科学会
支部細則

平成 15 年 10 月 1 日制定
平成 24 年 3 月 1 日改正
令和 7 年 10 月 28 日改正

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本脳神経外科学会（以下、「この法人」という。）の定款第37条に定める支部に関し、必要な事項を定める。

(事務所)

第2条 支部の事務を処理するため、各支部に支部事務所を置く。

(会員)

第3条 支部の会員は、支部正会員及び支部名誉会員とする。

2 支部正会員は、次の各号に定める者とする。

- (1) 支部が管轄する地域に勤務又は在住するこの法人の正会員
 - (2) 支部が管轄する地域に勤務又は在住する脳神経外科学領域の業務に従事する医師又は研究者で、支部に入会した者
- 3 支部名誉会員は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 支部が管轄する地域に勤務又は在住するこの法人の名誉会員
 - (2) 支部が別に定める細則により支部名誉会員の称号を与えられた者

(役員)

第4条 支部に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 支部理事（支部長を含む）
- (2) 支部監事

2 役員の定数、選任方法等は、各支部が定める規程による。

(代議員)

第5条 支部に支部代議員を置くことができる。

2 支部代議員の定数、選任方法等は、それぞれの支部が定める規程による。

(会費)

第6条 支部正会員の会費は、年額 1,000 円とする。

- 2 この細則第3条第2項第1号の支部正会員の支部会費は、この法人の正会員会費とともに、この法人に納入する。
- 3 この細則第3条第2項第2号の支部正会員の支部会費は、各支部が定める方法により支部に納入する。
- 4 この法人が徴収した支部正会員の会費は、当該支部に全額支給する。

(補助金)

第7条 各支部の運営のための補助金を交付する。その金額は支部正会員数に応じて理事会で決定する。

(管理・運営)

第8条 この細則に定める事項のほか、支部の管理・運営は各支部に委ねる。ただし、年1回の支部総会、支部主催の学術集会及び公開講演会等は開催しなければならない。

(経費)

第9条 支部の運営にかかる経費は、次の各号に掲げる金品をもって支弁する。

- (1) この法人からの補助金
- (2) 支部会員の会費
- (3) 支部が徴収する寄付金
- (4) その他の収入

(報告)

第10条 各支部の支部長は、次の各号に掲げる書類をこの法人の理事長に提出しなければならない。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員及び代議員名簿
- (3) 事業計画書及び収支予算書
- (4) 事業報告書及び収支決算書
- (5) 支部定款

2 前項第1号及び第2号の書類は、毎年度当初に提出しなければならない。

3 第1項第3号及び第4号の書類は、決定後速やかに提出しなければならない。

4 第1項第5号の書類は、支部設立時及び変更後速やかに提出しなければならない。

(設置)

第11条 この法人の支部を設置しようとするときは、その代表者は前条第1号から第3号及び第5号に定める書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

2 支部の設置は、理事会の議を経、総会の承認を得なければならない。

(細則の変更)

第12条 この細則は、理事会の承認を受けなければ変更することができない。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、支部の運営に必要な事項は支部が定める。

附 則

1 支部は、別表に掲げるとおりとする。

別表

支部の名称	管轄地域
北海道支部	北海道
東北支部	青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、新潟県
関東支部	群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
中部支部	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、長野県、富山県、石川県、福井県
近畿支部	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県
中国・四国支部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州支部	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県